

第2回 伊勢市宿泊税検討委員会 議事概要

日時	2024年10月28日（月） 10時30分～12時00分
場所	伊勢市役所本庁舎東館5階 5-3、5-4会議室

	名前	所属
委員長	板井 正斉	皇學館大学 教授
副委員長	小川 直樹	公益財団法人日本交通公社 観光研究部 主任研究員
委員	篠崎 元宏	伊勢旅館組合 理事
	寛田 満里	伊勢旅館組合 理事
	五十子 智	二見町旅館組合 組合長
	濱千代 裕章	二見町旅館組合 副組合長
	出口 康司	伊勢二見浦民宿組合 組合長
	木場 渚	株式会社日本旅行 津支店 支店長
	中村 基記（欠）	公益財団法人伊勢市観光協会 理事
	福田 津代志	伊勢商工会議所 地域振興課

配布資料	・ 事項書 ・ 委員名簿、座席表 ・ 資料1：説明資料 ・ 資料2：資料編
------	--

司会） 本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。ただいまから宿泊税検討委員会を開催したいと思います。

委員長） 早速議事に移らせていただきたいと思います。本日は委員 10 名のうち現在 8 名ご出席をいただいております。また、もう 1 名も後ほどご出席のご意向を賜っております。出席が過半数を満たしておりますことから、本委員会は有効に成立しておりますことを、ご報告をさせていただきます。本日の委員会では、前回の委員会の振り返りと共に、宿泊事業者や観光客向けに実施したアンケートの結果報告のほか、伊勢市の税制概要についても事務局から提案をしていただく予定しております。それでは、事項書の「2 議事」に進みたいと思います。議事の 2-1 で前回の振り返りと調査結果に関して事務局より説明をお願いいたします。

(略)

委員長） 前回の委員会での質問等に関する振り返りに加えて、アンケートの結果も概要をお示しいただきました。質疑・意見交換に移る前に、私から今の内容をまとめて、ポイントをお示ししたいと思います。まず税負担をする当事者である観光客に対するアンケート結果としては導入して欲しくない、払いたくないといったようなネガティブな意見はおよそ 20%でした。一方で、税を預かる立場となります宿泊事業者のアンケートの結果としましては、この導入に関して、ネガティブな意見がおよそ 44%ということだったと思います。導入の場合の重要課題としましては、税負担者である観光客の皆さんは、200 円までなら一定程度許容いただけそうではありますが、宿泊施設の事務負担をできるだけ軽減することが大切であるということが前回の議論に引き続いて再認識された結果だったかと思っています。また、宿泊事業者からは段階的定額制の希望もかなり多くいただいておりますが、シンプルな制度設計を望むという声も多くあったという点についても、今後の税制設計を考える点で重要な点だったかと思っています。以上私の方から 3 点ほどまとめさせていただきました。先ほどのご報告、ご説明に関しましてご質問、ご意見などございましたらと思います。

委員） 観光客向けアンケートは何名ぐらいを対象に取ったものですか。

委員長） 資料 1 の 18 ページで概要の説明がありましたが、10 月 5 日、6 日に市内の観光客 358 名の方に実施をされたということでございます。

委員） 宿泊施設向けアンケートは回答率 50.5%、107 施設中 54 施設からの回答ということですが、これは民泊等からの回答も含んでおりますか。

事務局） 民泊、簡易宿所からの回答も含めたものとなっております。

委員） 回答率が 50.5%ということですけど、数字としてはちょっと低いように思いますが、再度回答を促したりとかはなかったんですかね。

事務局） 未回答の施設の一部に、訪問や電話等でアンケートへの協力もお願いをした結果となっております。

委員長） 回答施設の内訳につきましては資料 1 の 12 ページで施設の種類等が出ております。

委員） 私どもの役員で話し合った結果はほぼアンケートに返ってきていると思います。特に、チェーン店の支配人クラスはアンケートに対して、自分の意見をなかなか反映できない。東京とか大阪に本社がございますので、その意向に従うしかないということです。委員がおっしゃったように、観光振興課がヒアリングまで行っていただいた割には、回答率が低いのかなと思いましたけども、出てきたアンケート内容については、私どもが把握している意見とほぼ一致しているというのが現状でございます。

委員長） もしよろしければ副委員長から他の市町と比べて全国的に見たアンケートの特徴等があれば教えていただきたいと思いますし、動向としていかなものかお気づきの点ありましたら教えてもらえますでしょうか。

副委員長） まず一般的な話として、こういったアンケートで回答率が 50%を超えているのは高い方ではないかなと思います。宿泊事業者向けアンケートでは導入することに対して、まだ不安があるかなという印象ですが、一方で、宿泊税の制度自体があまりよくわかってないということもわかります。逆に観光客向けのアンケートでは導入して欲しくないというのが 20%程度ということで、宿泊事業者と観光客の意識のギャップが読み取れます。宿泊事業者は、どうしてもお客さんが減ってしまうのではないかといった不安に思われていることもありますので、導入に対してネガティブなご意見をお持ちの方も多いかなと思います。既に宿泊税を導入している自治体や入湯税の嵩上げを導入している自治体等では、税の導入が宿泊客減少の理由になっているようなことはございませんし、観光客の方々のアンケートの結果でも、払ってもいいというような方が結構いるという結果が出ていますので、そういったことも含めて、宿泊事業者の皆さんに丁寧なご説明をしていただいて、ご理解を進めていくことが重要なのではないかなと思っております。

委員） 鳥羽市や志摩市も一緒に検討を進めているところではありますが、今後の議論の内容によって、今ここにいる伊勢の施設、二見の施設が、一致団結して反対した場合、宿泊税の導入を見直すってことはあり得るのか。という意見がありましたがいかがですか。

委員長） 前回の委員会でも、導入についての検討を進める、ということの妥当性の根拠をアンケートでお諮りをしたということかと思います。それを踏まえて、導入に対してご意見があるということでしたら、その根拠をお示しいただきながら丁寧に議論をしていきたいというふうに思います。

委員） 委員会では導入に向けて中身の議論が進んでおり、今後は中身の内容が中心になってくると思います。組合員としては、中身の内容の方が大事です。組合員にも、こういう内容で進んでいるというのは、会があるごとに集まって、みんなには話をしているんですけど、不安な面や危機感が出ています。今後、検討会の内容が、思いと大きく違った方向に進んでいるというのであればどうしたらいいんだろう、ということを聞かれました。それに対して、今後の会議の時に聞きますと回答したものですから、話が前に進む前に、聞いておきたいなと思って発言させていただいた次第です。

委員長） ありがとうございます。アンケートの結果とあわせましてもご不安な部分は示されているところだと思います。その上で、今日の後半の議論になるかと思いますが、具体的な内容についても一つずつ、お諮りをしていきたい思います。特に事務手続きのご負担といったところは、アンケートでも明確に懸念事項として示されていますのでこのあたりをどのように改善することができるのかといったところも一つの論点になろうかと思いますが、皆様のご意見は丁寧に扱ってみたいと思います。

委員） この検討会議が、宿泊税ありきの中での検討会議なのか反対意見が出たときに導入を考え直すものなのか、そういうところも論点の一つとなっておりますので、そのあたりも含めて、この会議を進めていく中でどのような形で進めていくのがいいかわかりませんが、話を進めていきたいとは思っております。

委員長） 今そのようなご不安をお持ちの皆様のご意見を含めてアンケートの結果を事務局より提示いただいたところです。それを踏まえつつ宿泊税導入の妥当性ですが、この辺りについてはいかがでございましょうか。前回からいろいろご意見が出ているところかと思えますけれども、伊勢市においてはこれからの観光政策を進めていく上で、宿泊税以外の妥当性というものがなかなか見込めないという報告でした。その上でアンケート結果を見ますと、事務手続きのご不安等も明らかになっておりますので、宿泊税を導入することにおいては、課題を解消しながら進めていくということも一案だろうというふうに思いますが、いかがでしょうか。

委員） 先ほども申し上げたとおり、導入の中身をやはり気にはしている。その中で、第1回検討委員会でも言いましたけども、県は絡んでこないですよということが強く出ていました。伊勢市に払うものなので、やはり伊勢市の中での潤滑な回し、またはそれがお客様に反映される部分で使っていただきたいということで、そこに心配があるみたいです。私は鳥羽市にも志摩市の検討会でも県の状況については意見があまり活発には出ていないように聞いています。伊勢市から、はっきりと伊勢市ありきのものなんですというお言葉でも一言いただければ、“伊勢市が一生懸命考えてやっているんだから、みんなの希望が100%にはならないとしても、それに近いもので、これからの伊勢市を作っていくという礎にはなるんじゃないか”という話をしたいと思うんです。まだ時期が早いかわからないんですけど、そういうお言葉を少しでもいただけると、理解が得やすいと感じております。

委員） 先般、県でも宿泊税の導入を検討するような記事がございました。三重県は縦に長い県でございまして、伊勢、鳥羽、志摩に観光客の宿泊施設の80%程度が集中しています。そこにおいて、やはり県税というよりは伊勢の市税にさせていただいて、手厚い観光振興への手当をしていただきたいというのは私どもも組合員の意見でございましたので、それも含めて伊勢市からご説明いただけたらと思います。

事務局） 基本的にこの検討会は、伊勢の宿泊税を検討する会議でございまして、三重県ではなくて、伊勢市で税を徴収させていただいて、それを観光振興に有効活用するということを前提に、この会議を持たせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長） ありがとうございます。市の立場としては伊勢市の税制、宿泊税を考えたいということで、重ねて言及いただいたところです。また、アンケート、ヒアリング結果のまとめのところにも「三重県での導入より、伊勢市で導入してほしい」というご意見があったことが明記されておりますので、その点はこの委員会において尊重していかないといけないところかと認識をしております。先ほど委員からもございましたけれども、その宿泊税導入の可否につきましては、この後の用途と制度の具体的な内容によるところが大きいと理解しております。本検討委員会としましては、特別徴収を行う宿泊事業者の負担軽減を可能な限り講じるということは、アンケートの結果から見ても大前提になってくるかと思えます。またいくつか頂戴しているご意見、アンケートの中や、この場でのご意見等でお示しをいただいているご不安についても一つずつ可能な限りその軽減を講じることが大前提になるかと思えます。その上で伊勢市の税として宿泊税の導入を前向きに議論していくということをここでお諮りを申し

上げたいと思いますが、いかがでしょうか。

いくつか検討課題というのも明らかになってきております。これも簡単にはいかないところあるかと思いますが、いただいたご不安やご懸念等を踏まえながら、伊勢市の宿泊税の中身についてのご議論に移らせてもらってよろしいでしょうか。

一同）異議なし

委員） どんな意味で進めていく会議であるか、個人的には認識いたしました。導入に対してネガティブな意見が多い大きな理由としては、鳥羽志摩に比べて、来訪者に対しての宿泊率が低い問題があると思います。来訪者の 10%も伊勢二見地区には宿泊をしていただけていない状況があり皆さんが、やはり宿泊税ってきついよねという意見を持っていることを含めて会議を進めていただきたいと思います。

委員長） ありがとうございます。貴重なご意見だと思います。その点しっかりと踏まえさせていただきまして、この後、税の具体的な導入についてご議論を進めさせていただきたいと思います。それでは、事項書の（２）宿泊税の制度内容について、具体的な制度内容につきまして事務局よりご説明をお願いいたします。

（略）

委員長） ありがとうございます。ただいまのご説明に関しましてご質問ご意見など頂戴したいと思いますが、ここからは具体的な内容になってまいりますので、一つ一つご懸念やご質問ありましたら承りながら進めていければというふうに思っております。

委員） 伊勢市における税収見込みについて、試算で３段階あって、最終的に事務局案は一律定額 200 円ということでしょうか。

委員長） 議論を進める意味で、シミュレーションしたものを提案をいただいているという状況かと思いますが、この試算についてはやはり重要な部分かと思いますので、改めてご説明をお願いできますでしょうか。

事務局） はい、資料 1 の 37 ページは一律定額の場合のシミュレーションでございます。観光客アンケートの結果からも 200 円まではというところがあったとはいえ、300 円も踏まえた上で税収見込みをシミュレーションしています。令和 5 年の宿泊者実績統計に基づいて、200 円の場合、300 円の場合を単純計算して記載しておりますが、金額の許容範囲ということも踏まえた上で、事務局提案としては最終 200 円で提案をさせていただいたところでございます。

委員長） 伊勢市としては資料 1 の 37 ページ目の一律定額を最終的に提案いただいているところですが、比較も必要だと思いますので、38 ページ、39 ページのシミュレーションについても一度ご説明いただけますでしょうか？

事務局） 一律定額は単純に人数×金額ですけれども、資料 1 の 38 ページをご覧くださいますと、段階定額の資料でございます。段階定額は、宿泊費を段階的に区切って、この金額まではいくらというような設定も踏まえて計算するものです。1 万円未満、1 万円以上 2 万円未満、2 万円以

上と区切った場合で、宿泊税の金額を設定しています。このシミュレーションでは 1 万円未満の場合は 100 円、1 万円以上 2 万円未満が 200 円、2 万円以上が 500 円という設定をしました。宿泊費はインターネットで宿泊施設の素泊まりの金額を検索したもので、それを踏まえて 1 万円未満が 80%、1 万円以上 2 万円未満が 15%、2 万円以上が 5%としました。それぞれを計算して、全て合わせた金額が 1 億 1200 万円程でございます。宿泊費区分のパーセンテージにつきましては、インターネットでの販売価格を参考にしたもので、あくまで市の推計でございます。続きまして資料 1 の 39 ページをご覧ください。宿泊費の 2%で定率の場合でございます。全国的に事例がある例としては倶知安町が 2%ということで、2%ということで提案をさせていただいておりますが、これも同じように宿泊者実績とインターネットサイトで独自に調べた内容（1 万円未満が 80%、1 万 5000 円が 15%、2 万円以上が 5%）を参考にして、税収を試算したものです。その場合は合計 1 億 8800 万円ほどでございます。

委員長） あくまでも試算、推計ということになりますが、大きくは一律定額の場合、段階定額の場合、定率の場合という形で 3 パターンを現状推測できる数字で伊勢市に当てはめてみたということになります。今申し上げましたようにあくまでも推計の段階ではありますけれども、2 番目の段階定額については一番目の一律定額の 200 円に及ばない税収になるということです。加えて、定率のパターンですと 200 円を上回りはしますけれどもかなりその運用は複雑になってくるのではないかとというのが資料 1 の 41 ページのメリットデメリットのところでもまとめられておりまして、事務局としては伊勢市における税収の見込みを一律定額の 200 円という形で設定してご提案をいただいているということになります。その他議論のポイントをまとめていただいたのが資料 1 の 43 ページの表になるかと思います。

委員） 事務局案は、一律定額 200 円ということですが、一応これは市としては、200 円でいきたいということではよろしかったでしょうか。

事務局） 今回の内容につきましては、あくまで宿泊税制度の内容の素案を今回提示させていただいているところでございます。12 月に第 3 回検討委員会をお願いしたいと考えておりまして、その中では、ご意見をいただいた上での修正案を改めて提示させていただきたいと思っております。現時点での事務局の素案としては、ご提示の内容でございます。併せまして、事務処理の増を懸念するということで、できるだけ特別徴収をお願いする宿泊施設の事務の負担軽減の配慮をしたい、といったことで 200 円をご提案させていただきます。

委員） まず税額について一律となると、旅館は 1 泊 2 食でやっていて、子どもの料金を半額とか、乳幼児を入館料として 2000 円とか 3000 円で取っています。それに対しても 200 円がかかってくると 10%以上の税率となります。資料 1 の 40 ページの課題に載っているように、修学旅行の面であるとか、12 歳未満であるとか、そのあたりをいろんな点で考慮していただけたらと思っております。

委員長） 一律の原則については、ここでまた議論いただくことかと思いますが、現状でご指摘のあったような内容は考慮していく予定ということではよろしいでしょうか。

事務局） 資料 1 の 42 ページ、課税免除のお話にかかわるところかなと思いますが、基本的には、宿泊料金をいただかない方については、当然かからないものと整理しています。修学旅行の課税免除についてはアンケートでも多数ご意見をいただきましたし、支援として対応することを明確に提案の中に入れさせていただいております。お子様や乳幼児で宿泊料金を取らない方に対しては課税をしな

い。2000 円であれ 1000 円であれ、宿泊料金がかかる方に対しては宿泊税をいただくご提案です。

委員） 旅館の入館料は苦肉の策で思いついた手立てです。食事や寝具を使用しないといって子どもを連れてこられる方がおられるのですが、お風呂は入る、親の横でご飯を食べるとことはされるので、金額は旅館によって様々あるのですが、全国的に入館料をとることで少しでもお金をいただこうとしております。半額なり、ほぼ大人の料金をとるところもあると聞いたことがありますけど、そういう部分で宿泊税を取るっていうのは、どうかと思います。それと、資料 1 の 39 ページの素泊まり料金についてインターネットで検索した推計と出ていますが、伊勢の宿泊施設で 1 万円未満が 80%というのは私の中では、大きな違和感があります。旅館も大変なので、1 万円を超えている施設が結構増えていると思います。ビジネスホテルでも 1 万円を超えている施設が結構出てきていると思います。一律定額 200 円が妥当かどうかかわからないですが、個人的には段階によって、1 万 5 千円までが 200 円だったら、それ以上、3 万、4 万円で泊まれる方には、もっと宿泊税を課税したらいいのでは思います。先ほどの入館料の話もあるのですが、一律で全てから取るとなると、お客さんは払うかもしれませんが、説明する旅館はきついです。

委員長） ありがとうございます。ご提案をいただいたシミュレーションについて、宿泊費の割合はもう少し精査をした方がいいのではないかというご指摘でした。そうすると、税収も上がる可能性があることになりますので、今回は推計ということとありますのでご指摘をいただいて、可能な限りシミュレーションの精査をしてみたいと思います。

事務局） 入館料のお話ですが、宿泊料金と入館料の整理をできていない部分がございます、入館料をいただいて入館いただくお客様に対して宿泊税を課すべきかというところは、次回までに事務局でしっかりと議論を進めていきたいと思います。推計については精査し直し、改めてお示ししたいと思います。

委員長） 入館料、宿泊料のお話とそれから伊勢市内の宿泊料金についてというところが一つ議論になっているかと思います。他にいかがでしょうか。

委員） 入館料に関して宿泊税として徴収するべきかどうかというのは、この後検討する材料だなと思っています。私が気になったところでは、定額と定率について、俱知安町のみ定率の導入となっているのは、これは、自治体様にヒアリングしてのメリット、デメリットがあったのでしょうか。定率にしてもデメリットがあると思うんですけど、一泊二食付きの施設では食事代を省いた分から 2 %という計算になるということですよ。なので、ホテルが多いと楽だと思うんですよ。ホテルは夕食を付けないプランとして出されていることが多いと思うので、ホテルの負担は少ないのかなと思うんですけど、旅館が多いエリアだと、その素泊まりでいくら、夕食いくらで内訳を出さなきゃいけない手間が負担ということで書かれていたと思います。なので、導入した場合の手間の想定というか、旅館で素泊まり料金を出してもらったことはあるんですけど、通常は設定していない金額と思っていたので、そのあたりの負担がどのくらいかかるのかなというのは気になりました。俱知安町のホテルなり、自治体なり、旅館なり、メリット、デメリットが具体的にわかると、今後の検討の余地になるのかなと思っています。個人的には、定率の方がわかりやすいんじゃないかと思ったところで、人件費や物価も高騰していると思うんですけども、宿泊単価も上がってきたときに、定額であればそのままの額しか取れないんですね。人が増えたとしてもその分しか取れないんですけど、単価が上がれば、同じ人数の推移であったとしても、多少

でも税収が見込めるのかなと思いました。他に導入しているところが少ないので、定率のデメリットなど色んな面で見なければならぬと思いました。

委員長 伊勢市内の宿泊料金の計算の割合、宿泊費について 1 万円未満が 80%といったところはいかがですか。

委員 結構低いなと思いました。今この単価では、中々厳しいんじゃないかと思ったんですけど、素泊まり料金をイメージということですが、もうちょっと高いかなというイメージがあります。

委員長 ありがとうございます。まず入館料と宿泊料の関係については検討課題ということで置きたいと思います。次回までに把握したいと思います。二つ目の伊勢市内の宿泊料金につきまして、委員の皆様からはちょっと実態と合わないのではないかとご意見がありますので、ここは改めて精査をしていきたいと思います。シミュレーションではありますけれども導入するということでは税収に直結をするところでもありますので、ここのシミュレーションはできるだけ正確にできればというふうにも思います。加えて、定率の部分で俱知安町のお話なども出ましたけれども、何かご存知のところがありましたら、事務局よりお答えいただけますでしょうか。

事務局 俱知安町につきましては、資料 2 にそれぞれの自治体の考え方というのをお示ししております。資料 2 の 6 ページの定率制のところ、俱知安町の考え方を概要としてまとめさせていただいています。俱知安町の施設は、コンドミニアムの部屋貸しとか、一棟貸しの施設が非常に多いという特徴がありまして、そのような宿泊施設ですと宿泊人数 1 人当たりいくらということになりますと、1 人当たりの宿泊料金が大きく変わることになります。そうすると計算が難しく、定率にする方が宿泊事業者様のご負担が少ないことなどから、定率制にしているという経緯がございます。また委員のお話にもありましたように、定率制の導入を検討していこうという自治体というのは少しずつ増えているという状況です。

副委員長 俱知安町は私も関わってまして、補足させていただきます。ご説明いただいている通り、部屋貸しのコンドミニアムで一部屋当たりの料金が設定されているところが多く、実際に何人宿泊しているのか明確にできない場合があります。定額制は人数に対して税額が決まりますので、算出が難しいという状況です。また、高単価の宿泊施設が多いことも特徴です。海外の富裕者層向けの一泊数百万円するようなコンドミニアムもあるという話を聞きます。予約できる最低宿泊日数が定められていますので、例えば 5 泊の予約があった場合、一律の定額で 1 泊 200 円だと税額は 1000 円ですが、定率 2%だと何万円、何十万円の税収となります。俱知安町としても税収の面から考えてお金を落としていただける方からきちんと取れるようにということで、定率を採用したというところがございます。沖縄県や県内の市町村は、まだ導入には至っていませんけれども、定率で検討しているという話を聞いておりますので、これから全国的にも定率の事例も増えていくのではないかなと思っております。私ども日本交通公社では宿泊税の導入のお手伝いをしている立場として、定率制の導入を推奨している立場ですが、宿泊事業者さんのご負担を考えると、わかりやすさということもありますので、そういったバランスの問題で、伊勢市では、まずは一律定額を考えられているということなのかなと理解しています。

委員長 今補足のご説明をいただきましたが、沖縄は新規で宿泊税を検討されている地域ですね。

事務局） 条例で 5 年ごとに見直している自治体もございますので、その中で、定額で導入していたところが、決定ではないですが、定率を検討している自治体もあるかと思います。

一方で、今 HP 上で資料を確認できるところを見ますと、導入を最近検討している自治体では定額制を検討しているところも多くございます。見直し議論の中で、宿泊税の値上げなどの動きも踏まえて行われていることはありますけれども、近隣地域の下呂市ですとか、松山市、釧路市など、また県も含めて、定額制ということで検討を進めている、あるいは条例案を作っているというところが多くございますので、必ずしも定率制の方に向かっていっているといえないと思います。

委員長） 税率につきましては、資料にあがっているのは 13 自治体ということになりますけれども、それぞれの事情、地域特性に応じて議論が進んでおり、それを見直しの機会に積極的に検討されているというのが現状ということになりますでしょうか。

委員） 伊勢市で 1 人 1 泊あたり 200 円ということで、宿泊施設にかなり配慮した方向性だと思います。新聞等でも報道があると思うんですけども、三重県はインバウンドが少ない中、伊勢市はインバウンドの集客を目指します、とずっと話しています。伊勢志摩観光コンベンション機構では富裕層を取り込むということで、国の高付加価値化の事業の採択も受けていると思うんですが、富裕層を増やしていく、インバウンドを増やしていくことと、一律 200 円にするという宿泊税の方向性が違うかなと思うんですけども、インバウンドを増やしていくのであれば、定額ではなくて定率かと思うんですけどもどのようにお考えですか。

事務局） インバウンドの取り組みのご紹介もいただきましてありがとうございます。神宮参拝者数の 1%ほどしかインバウンドは来ていただいていないという状況なので、今後も伊勢志摩観光コンベンション機構も含めて取り組んでいく予定でございます。定率でインバウンドからも徴収できればという思いもあるものの、まずは特別徴収義務者の事務負担の軽減にも配慮した 200 円でスタートさせていただきたい。そのうえで、使い道として宿泊施設の高付加価値化、もしくは改修等々を補助金で対応させていただいて、インバウンドの増加と共に、制度内容についても検討していきたいという想定でございます。

委員） インバウンドが増えていかないと、国内のお客様だけではこれから観光業は難しいと思うんですね。ですので、先ほど倶知安町の話がございましたけれども、高額の宿泊施設に富裕層の方が来たときに、一律 200 円は不公平感があるかなと思います。

委員長） ありがとうございます。事務局の提案の意図を、ご確認をいただいたところですけども、アンケートなどでもご意見が多かった事務負担を軽減する案として定額をご提案いただいています。その上で、この定額ありきということではなく、見直し期間を制度内容の中でも挙げていただいています、原則 5 年ごとに見直すということでご提案いただいているところですが、その見直し期間の中で変わっていく可能性があるということでありました。それらも踏まえまして、ここまで出た意見、いただいたご意見の中でも、定額からスタートするかどうか、しっかり議論をした中で、現場の皆様の意向も十分に踏まえつつ始める方が望ましいというふうに思いますので、事務局案の意図は共有しながら、現在、叩き台として提案をいただいている一律定額なのか、それとも段階定額、定率なのかといったところは、ご意見をいただいたと認識しております。特に、段階定額、定率の場合のシミュレーションにおける内訳ですね、割合についてはもう少し精査した方がいいのではないかとご意見をいただきました。その他いかがでしょう。

委員） 今まで、定率というのは全く頭がなかったのですが、定率にすれば一泊二食付きの旅館は 1 % にすればいい、素泊まりは 2 % にすればいいという考え方ができるのではないかと思ったんですけど。そうすれば金額が高いところは、税率が高くなって、税額も自治体に落ちる。一泊二食付きで、1 % の区分でも 2 万円のところであれば 200 円落ちる。いろんなことが考えられると思うんですが、会計機の税率を変えとなると、かなりの負担（額）がでくるので、それは、補助金を使えるなど、いろいろなことを踏まえて検討していただきたいと思います。それと、伊勢市が言われた資料 1 の 36 ページの使途について、二見地区の意見として、観光バリアフリーへの推進という項目で、二見浦駅の改修を意識していただきたいと思います。

委員） 伊勢市内に 30 数件の施設がございまして、大きなホテルとか、チェーン店の大きな旅館がございまして。そして家族経営の小さな旅館もございまして。定率とかいろんなご意見をいただきましたし、俱知安町は二セコスキー場とかたくさん大きなところを抱えていまして、富裕層が来て宿泊単価が高いので、定率がいいというご意見もございましたが、定額の方が、お客様への説明も上手くいくという意見も結構ございました。やはり、最初の 5 年間は 200 円、100 円なりを決めてスタートして、説明がうまくいくように税金を頂戴して、5 年後に、軌道に乗ってきたら制度を見直すというのがいいと思います。ちなみに、今インバウンドの話が出ましたけれども、独自に調査した結果、コロナ前の調査ですが、伊勢市内は宿泊者数における外国人の割合がおよそ 0.6 % です。非常に低いです。これから伊勢市も力をいれてインバウンドの増客に努めていただけるとは思いますが、低いという現状です。お見知りおきください。

委員長） ありがとうございます。叩き台としてご提案をいただいている一律定額については、一定の意見と賛意、それからやはり伊勢市全体のことを考えると定率も考えなくてはいけないのではないかと議論がわかれたところかと思います。一方で、このシミュレーションの内訳については根拠をもう少し精査をするということでありました。ただ提案の意図としましては、篠崎委員からもおっしゃっていただきましたように、まずは、現場の負担、それから混乱、お客様のご理解といったところを優先すると、初期 5 年間については、定額で 200 円なり 100 円なり 300 円なりということの一律定額で進めるというのが望ましいのではないかとということでございました。先にいただいた定率のシミュレーション精査、それから、その必要性などについても頂戴したご意見を踏まえて、ブラッシュアップをしながら、修正案のご提案に繋げてまいりたいと思いますが、その他、いかがでございましょうか

委員） 資料 1 の 43 ページの制度内容の免税点、課税免除はなしということも事務局案になってくるわけですが、二見地域として、今の時点で修学旅行とかスポーツ大会とかのお客様がだいぶ多くなっています。そのようなお客様は、やはり 1 万円以下のお客様です。先行自治体でも、修学旅行は免除になるところも多々あるので、そのような点は考慮していただきたいと思っています。それと、資料 1 の 42 ページに、宿泊税の使途の一つとして、修学旅行への支援を位置づけると書いてありますが、これは、課税免除ではなしに、何の支援をされるのかということをお聞かせいただきたいと思います。

事務局） 具体的にどういった支援がいいのかというのは、これから勉強させていただくということになりますが、例えば、スポーツ大会ですと、現状はスポーツ文化の大会補助金がございまして。その辺の変更や拡充も含めて勉強させていただきたいと思います。

委員長） 課税免除に対して修学旅行等への配慮はあったほうがよいということですが、原案の

中では現状免除はしない形で、支援を行うとなっていますが、今一度、課税免除の妥当性は検討いただき、かつ、やはり支援が妥当だということであれば、その具体的なご提案もいただくことでお願いしたいと思います。

委員長）先ほどもお伝えしましたが、今回の修正案に向けましては、随時、ご意見を事務局へ、それぞれのお立場からお伝えいただきたいと思います。この段階で、一律定額にするのか、定率にするのかということをお諮りするわけではありません。本日いただいたご意見と、これより頂戴するそれぞれのご意見等を踏まえまして、今回の修正案のご提案に繋げてまいりたいと思います。私から補足といいますか、ここも強調しておきたいと思いますが、今回宿泊事業者の皆様にはかなりの負担をいただくということが前提となっていますので、懸念の払拭やご負担の軽減は、最大限引き続き検討してまいりたいと思います。様々な形でメリットの享受も図ってまいりたいと思いますけれども、資料 1 の 35 ページにありますように、今回の導入の目的が宿泊割合、宿泊客の増加ということ掲げているので、これを非常に重く受けとめながら、それに繋がるような成果を導き出していくための税制にしていまいりたいと思います。引き続き、ご意見等を賜りながら修正案の提案に繋げてまいりたいと思います。意見は尽きないところではありますけれども、予定しているお時間もまいっております。本日伝えきれなかった委員のご意見につきましては、随時事務局へお寄せをいただきたいと思います。事項書の今後のスケジュールについて事務局よりご説明お願いいたします。

事務局）議事の中でもご説明をさせていただきましたが、第 3 回目の会議につきまして、12 月を予定させていただきたいと思います。また、第 4 回目の会議は令和 7 年の 2 月を予定させていただきたいと思います。スケジュール調整をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。また、委員長がおっしゃっていただいた通り、今日は素案ということでございますので、いろいろご意見をお寄せいただければありがたいと思っております。

委員長）以上をもちまして本日の議事を閉じたいと思います。引き続きのご意見よろしくお願いいたします。ありがとうございます。